

第 4 章 人権課題への取組

2 女性の人権

※黄色箇所については、前回審議会の意見等を反映させ、修正した部分

【現状と課題】

- 男女平等の理念は、日本国憲法第 14 条に明記され、その実現に向け、1985（昭和 60）年に批准した「女子差別撤廃条約」等を契機として、1999（平成 11）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の重要課題として位置づけました。2000（平成 12）年に、最初となる「男女共同参画基本計画」が策定されて以来、2020（令和 2）年 12 月には、第 5 次の基本計画が策定されました。
- 国ごとの男女格差を図る指数として世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数」において、2021（令和 3）年 3 月に発表された日本の順位は、156 カ国中 120 位と低く、男女格差が大きいことが示されています。国際社会では当然の規範であるジェンダー平等の理念が必ずしも共有されておらず、**早期の男女共同参画社会の実現が望まれます。**
- 雇用分野では、1986（昭和 61）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が公布され、2015（平成 27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、2016（平成 28）年 4 月から全面施行され、**女性の就業者数の増加や、働く女性の活躍を支援する取組が進んでいます。しかし、就業形態や賃金、昇進・昇格など職場における就業の機会や待遇には依然として男女間に差があることから、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援が重要です。また、女性も男性も各自の生活様式に合わせた多様な柔軟な働き方を可能とする仕事と生活の調和の取組がますます重要となります。**
- 配偶者や恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）や職場などにおけるセクハラ、性犯罪などは重大な問題であり、「ストーカー規正法」（2016（平成 28 年）改正）、「配偶者暴力防止法（2014（平成 26 年）改正）が施行され、2020（令和 2）年 6 月には改正「労働施策総合推進法」が施行され、企業（事業主）に対しパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられました。2018（平成 30）年に行った人権に関する市民意識調査では、人権侵害の内容において、女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントなどがあったとの回答があり、女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為の防止に向けた教育や啓発を行う必要があります。
- 市では、「丹波市男女共同参画計画」に基づき、2019（平成 31）年 3 月に丹波市男女共同参画推進条例を制定、同年 10 月に丹波市男女共同参画センターを整備するなど、すべての人が性別にかかわらず人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。また、DVについては、「丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき各種施策を推進するとともに、2020（令和 2）年 4 月に丹波市配偶者等暴力相談支援センターを開設し、DV被害者の安全確保・自立支援の取組を行っています。

○2021（令和2）年度に行った丹波市市民意識アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」という考え方にどう思うかという質問について、賛成の割合が15.4%、反対の割合が71.4%と、反対する意見が上回っています。しかし、性別や年齢別でみると、男性、また70歳以上で賛成の割合が高く、男女の役割を固定的にとらえる意識（固定的性別役割分担意識）が根強く残っていることがうかがえ、女性が不利益を受ける原因にもなっています。引き続き意識改革を推進していく必要があります。

○地域において、自治会長など組織の代表に就く女性の数は少ない現状があります。慣習やしきたりが地域活動で男女不平等を生じさせている要因となっており、女性の地域活動への参画を促進させることができるような環境づくりが必要となっています。

【施策の方向性】

（1）男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

- 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念が根強く残っていることから、あらゆる機会を通じて、ジェンダー問題の理解を深める教育・啓発を推進し、ジェンダー平等の実現に取り組みます。
- 丹波市男女共同参画センターを拠点施設とし、社会的な課題を捉えた各種講座の実施や、情報提供、啓発、相談、交流の場を提供します。

（2）あらゆる分野での女性の活躍

- 政策・方針決定過程への女性の参画や地域において女性の視点が活かされる取組などを推進するとともに、あらゆる機会・媒体を活用し、広報・啓発に努めます。
- 女性が自らの意思に基づき働き方が選択できるよう、就業継続に必要な情報提供や、再就職や起業等を目指す女性に対する支援などに取り組みます。

（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

- 誰もが自らの希望に応じて多様な生き方や働き方が選択でき、仕事と家庭や地域生活との両立ができるよう、労働者や事業主に対する意識啓発に努めるとともに、働きやすい職場環境づくりを進めます。

（4）あらゆる暴力の防止と根絶

- DVや各種ハラスメントなど人権を侵害する行為を根絶するため、これらの行為は人権侵害であることを周知する広報・啓発を強化します。
- あらゆる場・機会を通じ、DVに関する正しい認識・理解を深めるための着実な教育・啓発活動を推進します。また、若者を対象としたデートDVに関する教育を強化します。
- 丹波市配偶者暴力相談支援センターを拠点に、相談窓口を周知するとともに、庁内関係課のほか、多様な関係機関と連携し、相談支援体制を強化させ、被害者の緊急保護や自立に向けた必要な支援体制を充実させます。

(5) 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

- 女性の悩みは、女性が社会的におかれる立場と深く関係していることから、男女共同参画の視点から、さまざまな困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制をはじめ、各種支援の充実に努めます。
- 生涯にわたって心身ともに健康な生活が送れるよう、健康に対する知識や情報提供、疾病予防など包括的に取り組みます。

●ジェンダー（出展：「第5次男女共同参画基本計画 用語集」より）

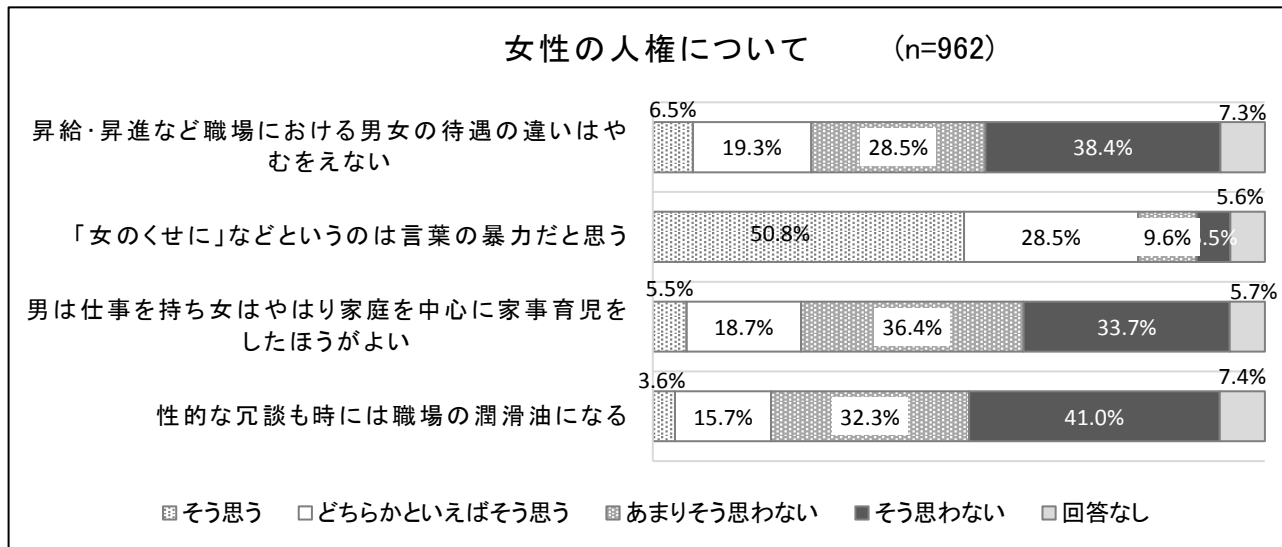
ジェンダーとは、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジンダー／gender）という。

【参考】

2018（平成 30）年実施「人権に関する市民意識調査の結果（抜粋）」

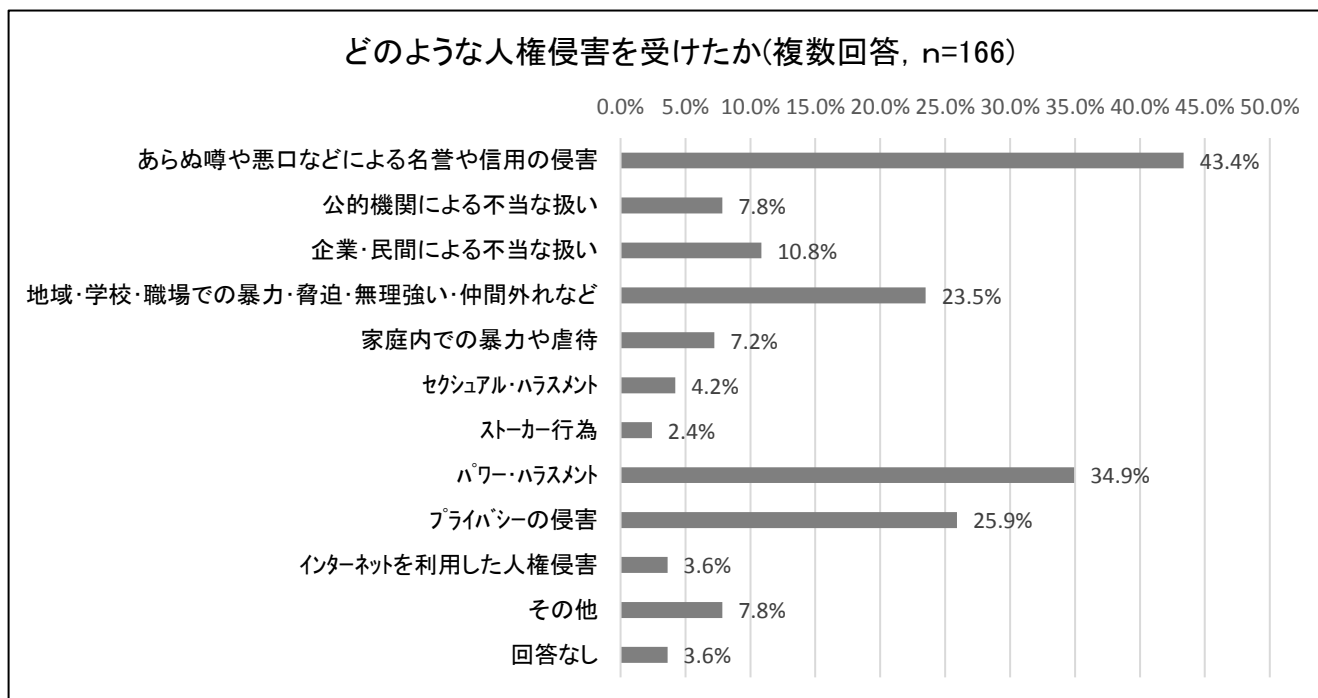
○女性の人権についての考え

女性の人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「女性の人権を守ろうとする積極的な立場に立つ回答」（以下「積極的回答」という。）の割合にはそれほど大きな差はありませんが、「言葉によるハラスメント」に対する方が、「性別役割分担」や「職場の待遇差」より「積極的回答」がやや多くなっています。性別では、女性に積極的回答が多く、年齢別では、70歳以上の積極的回答の割合が他の年代層より低くなっています。前回調査との比較では、いずれにおいても積極的回答が増加しています。



○人権侵害の内容について

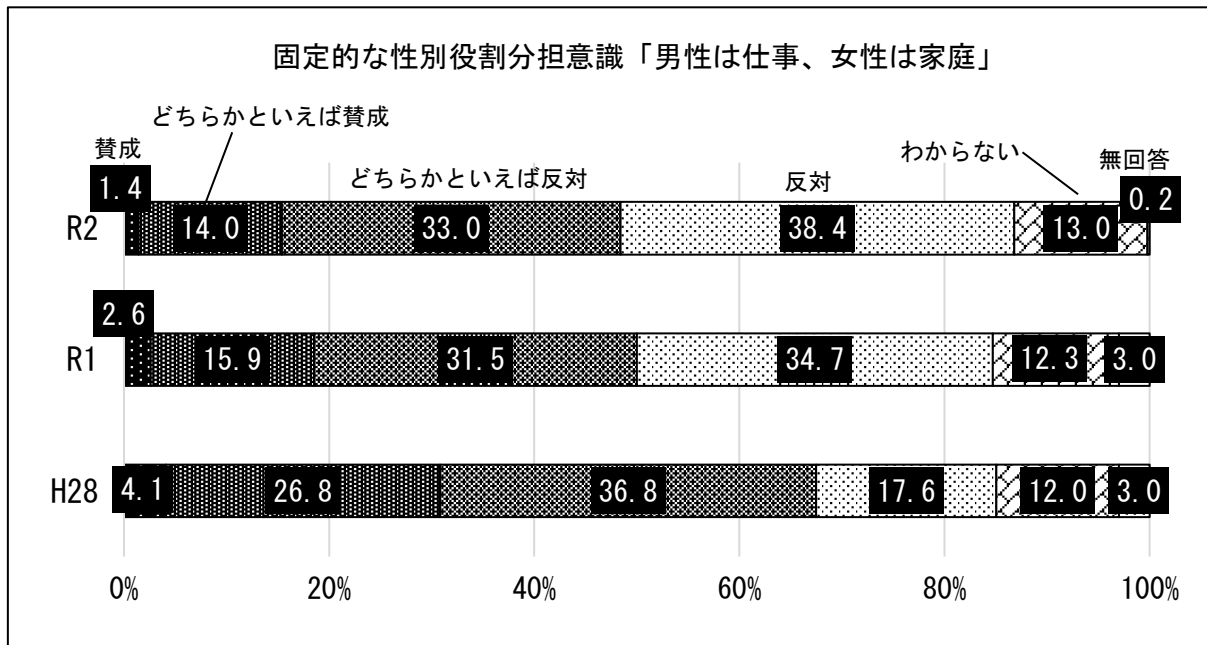
人権侵害を受けた経験のある方にその内容について尋ねたところ、前回調査との比較で変化の大きいものは「パワー・ハラスメント」で19.1ポイント増加しています。また、家庭内での暴力や虐待や職場でのセクシュアル・ハラスメントなどがあったとの回答もありました。



2020（令和2）年「丹波市市民意識アンケートの結果（抜粋）」

○固定的な性別役割分担意識について

固定的な性別役割分担意識について、2020（令和2）年度は、「賛成」（賛成、どちらかといえば賛成）の割合が15.4%、「反対」（反対、どちらかといえば反対）の割合が71.4%であり、「反対」の方が56.0ポイント高くなっています。性別では男性、年代で見ると、70歳代で賛成の割合がなっています。



（出典）R1、R2：丹波市市民意識アンケート
H28：丹波市男女共同参画市民意識調査

第2次丹波市人権施策基本方針「女性の人権」

(1) 現況

女性の地位の向上は、世界各国の共通した問題意識となっており、国連を中心として1975(昭和50)年を「国際婦人年」とし、1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として活動が推進されてきました。1979(昭和54)年には「女性差別撤廃条約」(日本は1985年批准)、1993(平成5)年には「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、こうした中で、各国で女性の地位向上に向けた取組が行われています。

わが国では1999(平成11)年、21世紀の日本の社会を決定する重要課題と位置づけられ、男女共同参画社会の形成を促進していくために「男女共同参画社会基本法」が制定されました。さらに2000(平成12)年には、「男女共同参画基本計画」が策定され、各地方公共団体にはその実施に向けて具体的計画が求められ、2007(平成19)年に「丹波市男女共同参画計画」を策定しています。

人々の意識や行動、社会の習慣や慣行の中には、長年の男性社会のなかに組み込まれてきた女性に対する差別や偏見、固定的役割分担意識等が根強く残っています。また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為等、女性に対する暴力的行為等に関する法律の施行や、2012(平成24)年「丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画」の策定などの取組も推進されていますが、問題が解消されるまでには至っていません。

これらの問題を克服し、男女が社会の対等な構成員として主体的に社会のあらゆる分野の活動に参画して、男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を分かち合う「男女共同参画社会」の形成が重要な課題となっています。

丹波市においては、平成20年度から各自治会に男女共同参画推進員を設置いただき、推進員を中心としたきめ細かな推進を展開するとともに、2013年(平成25年)3月に「第2次丹波市男女共同参画計画(丹の里ハーモニープラン)」を策定しており、年齢や性別に関わりなく誰もがどこでも個性と能力を発揮できる丹波市にするために、顕在化し認識される差別をなくすとともに、家庭や地域などで心理的なバリアをなくしていくことが必要です。

(2) 課題

- 家庭、地域、職場などのあらゆる場面での男女共同参画の実現
- 固定的な性別役割分担意識の解消
- 配偶者等からの暴力(DV)等女性に対する暴力的行為防止に向けた啓発

(3) 施策の方向性

①男女共同参画の視点に立った意識改革

「第2次丹波市男女共同参画計画(丹の里ハーモニープラン)」に基づいて、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めるとともに、女性の人権擁護が図られるよう、社会における制度や慣行について配慮すること、さらには、女性が様々な分野において政策・方針の決定の場面に参画すること、家庭生活と他の活動の両立を成し遂げられるような社会を形成することが必要です。このため、各自治会に設置の男女共同参画推進員機能の充実と人権に関する教育・啓発・研修を進めるとともに、関係機関と連携・協力しながら社会的気運の高揚、後押しする仕組みづくり等に努めます。

また、家庭・地域・職場・学校などにおける制度や慣行について見直しを呼びかけるとともに、男女ともに社会的・文化的に形成された性差(ジェンダー)に対する感受性や意識を高め、女性を束縛している社会・文化に対しての意識改革を推進すると共に女性のエンパワメント^{※1}を図っていきます。

(※1：社会的弱者や被差別者が、自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。またはその理念。)

②多様な生き方を選択できる条件等の整備

男女共同参画においては女性の雇用の安定が重要です。このため、男女雇用機会均等法の定着が図られ、家庭・地域・職場などあらゆる分野で女性の参加・参画が進められるよう啓発活動を推進します。

また、多様な保育サービスなど子育てを支援する環境づくりの推進や、介護や福祉サービスの質の向上に努め、男女が安心して仕事と家庭を両立できる条件整備を推進します。さらに、農業・自営の分野においても、男女が対等なパートナーとして生産活動や経営に参画でき、共にいきいきと働ける環境づくりを支援していきます。

これらにより、性差によらず多様な生き方を選択できる、多様性を認め合う社会の形成をめざします。

③女性問題相談事業と健康づくり

女性は、ライフサイクルの中で、妊娠、出産にかかわる、男性とは異なる人権問題に直面することがあります。生涯を通じた健康づくりへの支援や家庭内における家事育児の分担、仕事と子育ての両立等、様々な問題についての支援策が大きな課題となっています。そのため、母子支援に関する諸事業を推進していくとともに、関係機関と連携しながら女性が心身ともに健康に生きられるよう相談事業の充実を図ります。

④女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等、あらゆる暴力を未然に防ぐための法律が制定されました。これらはいずれも暴力であり人権侵害行為であることの認識も高まっています。

こうしたことについて、一層の理解と意識変革を促すとともに、被害女性を支援するための相談体制の充実や情報提供、行政・司法などの関係機関との連携を進め、女性の保護措置と自立支援の取組を進めていきます。